

## 裁判員経験者意見交換会議事録

### 1 はじめに

#### (1) 司会者による意見交換会の進行方法の説明

**司会者：**本日は皆様，大変お忙しい中，この意見交換会に御参加いただきましてありがとうございます。

私は，今回の司会を担当いたします大阪地裁第2刑事部の河原と申します。どうぞよろしく願いいたします。

裁判員制度は今年の5月21日で丸3年を経過いたしまして，4年目に入ったところです。大阪地方裁判所ではこの中之島の本庁と堺支部とで裁判員裁判を行っておりますけれども，この3年間で，大体の数ですけれども，被告人の数で言いますと，450名を超える裁判員裁判を行っております。たくさんの裁判員，あるいは補充裁判員の方々に御協力をいただいたということになります。

裁判員や補充裁判員の皆様からは裁判が終わった後にアンケートという形で御意見などはいただいているところではありますが，今日は改めまして今日取り上げますテーマについて皆様から忌憚のない御意見を伺って今後の制度のよりよい運営に活かしていきたいと考えておりますので，よろしく願いいたします。

#### (2) 出席している検察官，弁護士及び裁判官の紹介

**司会者：**今日は法曹三者からも参加していただいております。

まず，大阪地方検察庁から角川貴広検察官に来ていただいております。

**角川検察官：**よろしく願いします。

**司会者：**大阪弁護士会からは溝内有香弁護士に来ていただいております。

**溝内弁護士：**よろしく願いします。

**司会者：**それから大阪地裁からは登石郁朗裁判官に来ていただいております。

**登石裁判官：**よろしく願いします。

**司会者：**今御紹介いたしました三者の方には皆さんから質問していただいても構いませんし、三者の方から皆さんに聞きたいということで質問があるかもしれませんのでよろしく願いいたします。

## 2 意見交換

**司会者：**それでは本日の意見交換会の話題事項ということですが、大きく三つございます。

一つ目は選任手続後、同じ日に公判審理を行うやり方と、選任手続の翌日以降に公判審理を行うやり方についての意見、これが一つ目のテーマです。

二つ目は裁判員制度の待遇に関する意見、感想というものです。

それと三つ目といたしまして、守秘義務について皆様からの御意見、御感想をお伺いしたいというふうに考えております。

この三つの話題事項につきまして、途中で15分程度の休憩時間を挟んだ上で、大体7時40分ごろまでの意見交換会を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

### (1) 選任手続後、同じ日に公判審理を行うやり方と、選任手続の翌日以降に公判審理を行うやり方についての意見について

**司会者：**それでは、早速最初の話題事項であります、選任手続後、同じ日に公判審理を行うやり方と、選任手続の翌日以降に公判審理を行うやり方についての御意見ということから伺いたいと思います。

このやり方につきましては、制度発足時は割に同じ日にやるというやり方が多かったように思いますが、例えば東京地裁なんかは庁舎の構造上の問題などもありまして、必ずしもそうでもないようでございます。

これも長所、短所いろいろあるようで、早く終わるからいいというような御意見もあろうかと思えますし、いきなり始まったから心の準備ができなかったというような御意見もあるようですし、長くかかるから困るとか、いろんな御意見があろうかと思えます。これは事件によって、あるいは皆様のそのときの

いろんな御都合等によってもいろいろ変わるかと思います。何といたっても二つ経験するとその長所短所というのがよく分かるかと思いますが、1回しかやっていないので、なかなか別のものといっても分かりにくいかと思いますが、御自分のやられたやり方からすればこっちのほうがよかったんじゃないかとか、あるいはこういうのでよかったとか、ちょっとこういうやり方というのは問題だと思ふとか、そういうふうな忌憚のない御意見を伺えればと思います。

それでは早速ですが、1番の方から御意見、御感想など伺えますでしょうか。

**裁判員経験者1**：私は去年の11月中旬に経験をさせていただいたんですけれども、そのときは初日からいきなり朝集合になって6人選ばれて、すぐに法廷に出て、その日の午後からは証人尋問みたいな形になりまして、その当日は正直、非常に面食らしまして、何を聞いていいのかも分からないし、もちろんそのとき同席いただいた裁判官の方とかに非常に適切なアドバイスをいただけたんですけど非常にびっくりしました。ところが約1年ぐらい時間が経過して、その間いろんなことを考えてみますと、ちょっと冗談半分なんですけど、当時、今もそうですけど、ちょうど駐車場を工事されていて、私、六十数名呼ばれて、その中から6人を選ぶというような形でしたので、朝一番に行ってくじを引いて外れですぐに帰れるものだと思って、道路の向かいのタイムズにとめましたら、何と出てきたときに駐車料金が6,000円とられたという、そんなこともあったんですけれども、公判を、次の日以降に伸ばすことによって裁判の日数自体が長くなるのであれば、正直、私も会社を経営している身なんで、少々タイトなスケジュールでもやはり、ちょっと不謹慎な表現で申しわけないんですけど、1日でも短いほうが助かるなど。

確かにその当日はびっくりするんですけど、果たして選ばれただけでその日一旦家に帰って、まさか、もちろんそのときは事件の内容とかはある程度知っていますけど、それに対して調べることもなく、それから知識を得ても多分何の効果もなく、私はその日で、今となってはよかったかなという感想なんです。

**司会者**：ありがとうございました。それでは2番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者 2**：私も当日の日に審理がありまして、今考えたらすごく次の日よりもよかったと思います。というのは、やっぱり次の日一日か二日空いたら余計にどういうこと言うたらいいんやろうとすごく不安になって、余計緊張したりすると思うんですが、当日だったので、意外に、すぐにお昼から法廷に行っても何か冷静に対応できたと自分では思っています。だから当日のほうが私はよかったなと思います。

日にちは五日間あったんですが、ちょうど五日間がいい期間かなと思います。

ただ、2月だったんですが、ちょっと寒いのが物すごく記憶に残っています。それぐらいです。

**司会者**：分かりました。ありがとうございました。それでは3番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者 3**：私も当日の昼から冒頭の手続があって、初めは当たったときにびっくりして、私もすぐ帰れると思っていたんだけど、当たってしまって、それですぐその昼からということを知って、2度びっくりして、えっと思って、そんなん私やっていけるんやろうか、こんなことと思ったんですけど、実際にやってみて、最初にいろいろ聞いたことで理解できたので、私は次の日にもう一度一から裁判員の審理をするというよりは、その昼からがよかったかなと、今では思っております。

**司会者**：ありがとうございました。それでは、4番の方、お願いいたします。

**裁判員経験者 4**：私は当日に審理が始まったんですけども、私の担当した裁判というのは殺人及び殺人未遂という事件だったんですね。それを当日に審理が入るということに、最初受けたときには心の整理というんですかね、それと頭の整理もできなくて、精神状態がはっきりしないうちに審理が始まったということです。ですので、結果から見たら、頭が混乱した中で冒頭陳述とか、そういうようなものを聞いていかなきゃならないということはやっぱり非常に困ったというんですかね、すぐやったというのが非常に困るというのが実感です。

そしたら、当日に何をしたらいいのかというと、結局、例えば裁判所の、こ

の裁判の仕組みというんですか、例えば法に照らして疑わしきは罰せずとか、守秘義務とか、そういうものを裁判の流れとかスケジュールをやっぱり先に話していただきたい。そうしないと、わけの分からないまま一日、二日目というのが過ぎていく。そういうことを考えると、何か当日にはそういう流れを説明していただいたほうが取り組みやすかったのではないかなというふうな気がいたしました。

**司会者：**それでは、5番の方、お願いします。

**裁判員経験者5：**私の場合は選任手続が午後に行われまして、翌日に公判審理が行われたわけなんですけど、選任手続のために裁判所に来させてもらうために職場を半日休をいただいてこっちに来たということで、結局、一日置いてしまうことも想定には入れてはいたんですけど、選ばれる確率のほうが当然低いであろうということで予定していたのでちょっと驚いたのはありましたが、結局のところ、同じ日に公判審理があったほうが家に帰ってからどうしようと思う時間も少ないですし、こういう事件を扱いますよというのを選任手続のときにだけ聞いて家に持ち帰ったところで、何かその事件について調べたりだとか、そういうことは自分はする予定もなかったですし、しなかったんで、何もせずにどうしようという気持ちだけでその晩をやり過ごしたので、手続後すぐに公判審理があったほうが楽だったかな、精神的に楽だったかなとは思っております。

**司会者：**ありがとうございます。

これもいろいろ皆さんの御意見、あろうとは思いますが、やっぱり最終的な評議とか判決ということから考えますと、結局、検察官や弁護人の主張とか証拠というものが分かったでしょうか。その分かるという一つの前提として、さっさとやったから、集中して分かりやすかったとか、あるいは、先ほど4番の方がおっしゃっていましたが、いきなりでちょっと分からなかったとか、いろんな御感想もあろうかと思えます。

そういう観点から見れば当日選任手続後、朝、選任手続をして、その午後で

突入したほうがいいのか，やっぱり一日ほど置いて，次の日の朝からやったほうがいいのか，その辺についての御感想を伺いたいんですけれども，その辺いかがでしょうか。何かございますか。

どうぞ，4番の方。

**裁判員経験者4**：先ほどおっしゃっておられるように，事件の内容がやはり左右すると思うんです。例えば，重罪というんですかね，そうなった場合はやっぱり心の準備というんですかね，そういうものが非常に重要になってくると思うんです。平静を保って全部を聞いていくということが重要になってくると思いますので，その心構えというんですかね，それが重要になってくると思います。ですので，事件の内容によるかなという気はしますけど。

**司会者**：4番の方がやられた事件というのは殺人と殺人未遂ということで，かなり重いですね。最終的な量刑も重たいんですね。

**裁判員経験者4**：そうですね。結局，こういう重たいとき，もう動機も二つに絞られていたんですけど，例えばこの事件の動機とそれから責任能力というんですかね，その二つに争点が絞られていましたので，もう犯行自体は認めていらっやったんですけど，その内容によって大分違ってくると思うんですけどね。

**司会者**：こういう，一人殺害，一人殺人未遂とか，かなり重たい事件を朝来てお昼から，はい，殺人ですとか言われても，ちょっとやっぱり心の平静を保てないし，なかなかそういう段階で起訴状だ，冒頭陳述だ，あるいは証拠書類だとか言われてもなかなか頭に入りにくいんじゃないかというような御意見ですか。

**裁判員経験者4**：はい。

**司会者**：ほかの方はいかがでしょうか。どうぞ，2番の方。

**裁判員経験者2**：私の場合は殺人だったんですが，頭が真っさらのときにいろいろな話を聞きまして，だから，やっぱり私は当日のほうがよかったと思います。次の日だったら事件の内容は先に知らせていただけるんですか，もし次の日だったら。

**司会者：**そうですね。

**裁判員経験者2：**ああ，そうですか。

そしたら，余計頭で，どういうふうに言ったらいいんかしらとか，いろいろ考えてしまうと思いますよね。まだ頭が真っさらのときに，こんなんですよ，こんなんですよって入ってきたほうが私はよかったと思います。まあ，殺人だったので結構重い内容だったんですが。

**司会者：**2番の方の事件は殺人といってもいわゆる無理心中型ですから，かわいそうな事件なんですよ。4番の方のやられた事件というのはそうじゃないので，そこに事件のやっぱり重たさというのも多少あるのかもかもしれませんね。

**裁判員経験者4：**今ちょっと思い出して思ったんですけど，一日置くことによって内容が，殺人と殺人未遂というのが分かったから，どういう内容を被告人に質問していこうとか，そういう話が組み立てられるということも大きいですよ。だから，翌日からは正直言いまして，一日一回は質問してやろうと考えられるようになりました。だから，そういうふうに疑問な点を話してみていこうという，考えというのが出てくるというのも翌日からあつたらしやすいのかなというふうには思いましたけどね。

**司会者：**確かに裁判員裁判をやらせていただいて，裁判員の方，だんだん慣れてきて，日を追うごとに質問とかしやすくなるという，そこは私も感じています。

ほかに，どんな観点でも結構ですが，何かございますでしょうか。どうぞ，5番の方。

**裁判員経験者5：**私ときは殺人未遂事件だったんですけども，翌日が公判ということで，選任手続の後にその事件の概要だけをちょっとだけ知ったんですけど，本当にAさんがBさんを刺してみたいな，そういう話だけで，本当に断片的な事実しか教えていただけなかったもので，結局，もう内容を知るといって，公判審理が始まるまでは自分の中で全く事件が想像できないレベルだったんですね。中途半端に内容を知ってしまって家に持ち帰るといってはちょっとしんどかったかなというふうに思っています。

その事件の内容によると思うんですけど、私の担当した事件はその個人的なそういう事件だったんで、たくさんの人を巻き込んでとか、そういうタイプの事件ではなかったんです。そういう意味ではちょっと事件によるかなというのは私も思いました。

**司会者：**5番の方がやられた事件は、いわゆる男女関係のもつれ、ちょっと不倫とかそういったものが絡む、事件自体が何かそういう意味でちょっとどろどろした、心理的に重たいというところがあるんでしょうね。起訴状だけで見るとすごく単純な事件ですけど、この男女の関係はとか、いろいろと聞いてくると、うっとうしいとか、気が重いとか、そういうところもあるんですかね。

そういう事件だと、できれば短期集中でやったほうがと。

**裁判員経験者5：**そうですね。

**司会者：**1番の方なんか通貨偽造行使という、まあ、事件の性質上、軽いというところと怒られるかもしれないけれど、誰が亡くなったわけでもないというところがあるんですけど、そういったところもやっぱり影響されていると思われませんか。

**裁判員経験者1：**やはりその日にやってしまうのがいいのか、時間を置いてからのほうがいいのかというのは、今皆さんが言われたように例えば精神的なショックをどれだけ受けてしまうかとか、その裁判の内容によってどう変わるかというのがあるかと思うんですけどね。それぞれに時間を置いたほうがよりショックが大きくなる方もおられるでしょうし、すぐにやって心の準備がないために心を痛められる方もおられるでしょうし、だからそれを決める要因にするにはちょっと難しいかなってそんな感じがします。

すみません、先ほども言いましたけど、やはりそれぞれに仕事を持っている人間が義務で出させていただいていますので、できるだけふだんの仕事に影響しないようにということは、できるだけ短い時間で終わるというのも一つの判断材料になるのかなと思うんですけどね。

**司会者：**ほかに何かございますか。3番の方、いかがですか。

**裁判員経験者 3**：私の場合は強盗致傷と窃盗の被告事件だったんですけど、もしこの事件の内容を知って次の日に審理の場合だったら、やっぱり何かいろいろ考えるし、頭で考えるだけで、それも間違っているかもしれないし、でも昼からだったので、私にそんな内容が把握できて、できるかしらと思ったことは事実なんですけれど、いざやってみたら、まあこの事件が、幾つもあったんですけど、全部認めていたんで、そういう事件だったので、それと裁判長の方がいろいろ説明してくださるのがすごくよく分かって、あんまり疑問なく一つ一つ解決していったというのがあったんで、結果として私は昼からがよかったと思います。やっぱり事件によって、もし私が違う事件の担当だったらこれって今と同じ気持ちになっていたかどうかというのは疑問なんですけど、今回は私の担当した事件が割とそういうことでよく分かりやすかったんで、もう全部認めていたということもありますし、だから、よかったと思いますけど。

**司会者**：今回の話題そのものではないですけど、今の3番の方のお話に出ましたとおり、結局は分かりやすい、まずは検察官の立証が分かりやすかったかどうか、あるいは裁判官の説明、まあ弁護人の立証など、それについて、何か御意見とかあれば。どうぞ。

**裁判員経験者 4**：審理の中で、私は検察官の説明は非常に分かりやすかったと思っています。それは供述調書というのが初めから証拠として上がってきているわけで、私の場合、さっきから話していますように、被告人は犯行を認めているということですので、争点も動機と責任能力の二つでしたので非常に分かりやすい。それと一つ、非常に検察官がチャートで、例えば人間関係とか、事件に至った動機を、チャートに作って見せているということに関しては非常に分かりやすかった。

ただ、一つ、まあこれは最近の裁判員制度で検察のほうはチームとして取り組んでいるというのを新聞で読んだと思うんですけど、だから手慣れているなと思ったんですけど。それに比べるとどうしても弁護人たちの陳述書自体がもう朗読になるんですよね。だから、どうしてもそれからいくと、弁護人の争

点とか動機とかそれから先ほど言っている，争点に関しての説明が，説明すればするほど分かりにくくなってきたというのが私としてはありました。

だから，その辺は弁護士たちがどういうふうに裁判をやっていくのかというのを分かりやすいようにやっていかないと，被告人に，こう言ったら語弊があるかも分かりませんが，不利になるケースもあるんじゃないかなというように気がしました，正直言いました。

**司会者：**何か，溝内弁護士のほうからございましたら。

**溝内弁護士：**もし，お聞かせいただけるのであれば，争点を説明すればするほど分かりにくいというのは，弁護士が具体的にどういうことをされていたのかなというのがちょっとイメージがつかなかったものですから，参考にさせていただければなと思います。

**裁判員経験者 4：**実際には浮気をして，それで奥さんを殺して，義理のお母さんを未遂で終わらせた。その動機について，例えば検察はそれが一つの殺意というか，犯行の動機の一つだと，一つですけどね。それに対して弁護士のほうはそれはもう切れている，切れているというのは浮気の相手と切れているというふうに言ったり，奥さんとの修復がうまくいっているというふうに言っていました。でも，証拠でメールが出てきたりなんかしたら，やっぱりそれがくみ取れない。だからそういう堂々めぐりの話になってしまう。だから，我々から見たら，やっぱりこれは被告人に対して不利になるような話に対して，弁護士たちはそれじゃないよ，それじゃないよとしか言わない話になっていったと思います。

それと，争点の一つでした責任能力についても，何か鑑定人の鑑定が適応障害というふうに出ていたんですけど，最後に弁護士がそれを留保しますとなってしまったんですね。それも裁判官のほうから留保にされますかって言ったときに初めて留保しますという，そういう話になるから，何かこの弁護士はちょっと違うんじゃないかなと思ったりしたんですね。

私は基本的に思ったのはそのとき裁判長にも話したんですけど，何で弁護士

たちは更生という，被告人の更生のプログラムとか更生について話をしないんだろうか。というのは，裁判員に出ている我々にとっては被告人の量刑を重くしようという気で参加しているわけじゃないんですよ。私としては少しでも被告人の量刑が少なくなることはないだろうかという視点で裁判に臨んだつもりなんですけどね。だから，それが違うのかなと，そういうふう感じた。だから，そういう面で行くと，やはりちょっと我々の裁判員と，我々というか，私と違う論点で話をされているのかなと思ったんですね。

**溝内弁護士：**よく分かりました。ありがとうございました。

**司会者：**どうもありがとうございました。ほかにこの関係で何か話とかございますでしょうか。

**溝内弁護士：**よろしいですか。

せっかくですので質問させていただきたいんですが，まず，3番の方になんですけども，当日始めたことで分かりやすかったというような話の中で，裁判長がいろいろ説明してくださったのでそれで分かりやすかったというようなお話，御発言だったんですが，例えばどういうことについて疑問があたりになって，御説明されたのか，それが，当日初めてなのに分かりやすかったということにつながったというのを教えていただければと思います。

**司会者：**お願いいたします。

**裁判員経験者3：**まあ，皆さん，その裁判長とか裁判官の方はやっぱり事件に関してでも勉強しているんな言葉もよく御存じですよ。でも，私なんか素人やし，頭もよくないので，言葉一つ一つでもやっぱり難しいんですよ，結構。それで割と早くばあっと読むような速さで言われても分からないことあるし，一々，何というのか，一人ずつにやっぱりその人に合ったように質問をしてくださるので，評議室でね。だから，その聞かれたこともよく分かるし，どういうことを聞かれているのかなというのが分からないときがあるんですよ。ほかの人には分かって私には分からないこともあるので，やっぱり発言しにくいというか，この事件の内容も何か私の担当した事件は幾つもあったので，ま

あほかの事件でも一緒かもしれないけれど、一つ一つ、もうすごく丁寧に、そうするのが普通なのかもしれないけれど、私、初めてですので、全部の事件がすごくよく分かったので、答えやすかったというか。

**溝内弁護士**：もう1点よろしいですか、すみません。

当日から始まったとおっしゃっていらっしゃる方全員になんですけども、当日に選任手続でばたばたと時間を過ごしますよね。その後、いきなり、休憩時間を挟んで法廷に行くというところでの気持ちの切りかえというのがうまくできるのかどうかというのが、まあ事件を理解しやすかったのかどうかということに結びついていくのかなと思うんですけども、その点が一つと、あと分かる、分からないというのは一つは事件がもう既に始まった後で、冒頭陳述というので、それぞれ検察官から、弁護人から事件の審理、説明があった後、時間をとることによって、大体どういうところを聞いていくことになるのかなというのが、おおよそ自分の中で分かるようになるのではないかなと思うんですけども、最初のそのばたばた感から審理に入るといって、そのギャップを、実際わあっと始まっていって、冒頭陳述の後で証拠調べというところに行くまでの間、その時間の中の取り方というんですかね、比べてというのも変なんですけれども、審理を理解していく上で気をつけたらいいところとかあったら教えていただきたいなと思いますけれども。

**司会者**：1番の方から。

**裁判員経験者1**：さっきも申しましたけど、ばたばた感があるからといって、一日、例えば時間を置いたからといって、知識と経験がないのには全く変わりはありませんので、多分、そんなに変わらない心境で臨んでいたのかなというところはあります。

それとそのときにばたばた感を感じるかどうか、二つ目の質問の冒頭陳述を聞かれた後の間の取り方という質問に関してもそうだと思うんですけども、もうひとえに私たちって正直受け身一辺倒ということになります。事件の詳細の説明から、例えばですけども、過去の判例から、そういうものも含めて、正直、

担当していただいた裁判長，裁判官の方のアドバイスを頼りにするしかないというのが本当のところじゃないですかね。

**司会者：**2番の方。

**裁判員経験者2：**私の場合は選任される，当日ですね，行ったときに，28人ほどいらっちゃって，その中から無作為に抽選しますということで，対面面接ですか，そういうのを終えてから28人の中で6人やから，私あんまりくじ運もいいことないから，多分当たらへんやろうなというような感じやったんですが，もう裁判員になってしまって，それで，補充裁判員のほうでもいいのになあと思っているうちにもう裁判員のほうになりまして，それで，わあ，当たってしもうたというような感じが正直な話です。

勢いで，もう昼からもばたばたといって，もうなってしまったんやからという，気もちょっとというんですか，そういうふうになりまして，昼からの法廷に入ったときでも何か落ちついて，傍聴席の人まで見渡せるような感じで，あんまりどきどき感とか，そういうのはなかったですね。決して当たるとは思っていなかったんですけど，何か肝が据わったというのか，もう勢いがあったので，割と冷静に対応できたと思っています。

それで，裁判長さんも事件の内容はしっかりよく読んで，自分の考えで言うてくださいよ，そういう話し合いはすごく誘導を上手にさせていただいたし，すごく裁判長さんが聞き上手だったんですよね。だから，何か難しいことでもすぐ聞けたし，こういうことですかというような感じで，裁判長さん，裁判官さんのおかげで割と有意義な五日間を過ごせたと思います。

**司会者：**3番の方，どうぞ。

**裁判員経験者3：**私も冒頭陳述が始まるまでは割とばたばたというような感じだったんですけど，始まってみればまあ普通に冷静に判断できましたし，そんなにばたばた感があって大変だったなというような印象はないんです。

**司会者：**ほかに何かございますでしょうか。どうぞ。

**登石裁判官：**裁判所のほうでスケジュールを決めるに当たっては当日そのまま行

うと、皆さんのお話にも出ましたけど、結構緊張感を最初は持っておられて、特に手続上、最初の冒頭手続、冒頭陳述というのはかなり重いというか、争点を把握する上で難しい面もあるしということで、いきなり聞いていただくのは非常に負担が大きいかなという反面において、今までも出ましたように、二日目に持ち越していただくと、例えば審理の途中で二日目、三日目となったときに、もう5時以降は一切忘れてくださいとお願いしても、皆さん非常に熱心に考えていただいて、実は寝られなかったんですとかおっしゃってくださる方もいらっしゃるわけで、そういう御負担をおかけするということになるので、その案配をどうするかと、非常に考えています。結論的には、御負担、緊張感については休憩のとり方とか、いろいろこちらの御説明の仕方とかということで対応をある程度できるんじゃないかということで、今現在は一日目を原則にしているんです。5番の方の裁判は、実はうちの部でして、たまたまちょっと事情がありまして、二日目になっちゃったんですが、そんなことを考えて一日目ということでやっているのが多いんです。ただ、翌日以降ということでいつも考えるのは、お仕事を持っておられる方で翌日ということではなくて、むしろ間を1週間とか空けちゃうのはどうかということです。選ばれなかった方たちの気持ちとして、その四日とか五日、一応空けて出てきてくださるという中で、結局選任されなかったことによってその五日間空けたことが無駄になるとか、その間のプランニングをうまくやったのに、無にしてしまうとか、そういう御意見もあるので、むしろその間を空けちゃって、その間に、もし当たったら仕事の段取りをつけていただくといったやり方もあるかなというのをちょっと考えているところです。まだ実際にはやっていないんですが、その辺の感じについて、お仕事をもちの方とか、どうでしょうか。

**司会者：**何かございますか。どうぞ、1番の方。

**裁判員経験者1：**仕事の内容によると思います。初めに例えば連続で何日間という、その日がとれますかという質問形式でまず初めにいただいていますので、その人それぞれの仕事の内容とか、自分の都合とかによって、だめな場合は多

分そこでお断りができるという解釈をしましたので、ということです。空けたから希望者なり参加者が多くなるという形にはつながらない。逆に裁判員のほうの心の負担を軽くするということにもひょっとしたらつながらないと思いますね。

**司会者：**ほかの方はどうでしょうか。どうぞ、5番の方。

**裁判員経験者5：**裁判員に選ばれた日に事件の内容を知らされなければ、選ばれた後、実際の裁判が始まるまで時間があっても予定自体はいつからいつまでというのを前もって知らされていけば会社のほうは休めたり、予定は立てられると思うんですけど、その手続の日に事件内容とか教えられてしまうと、ちょっと気持ち悪い気持ちになるかなと思います。

**登石裁判官：**ずっとその間それを抱えてというのは、一日でもすごく負担なのに耐えられないということですか。

**裁判員経験者5：**ただ、裁判員に選ばれたということだけであれば、どっちみち日が空いたとしても、いつからいつまでという予定さえ事前に言っていたいければ、自分はできるのではないかなと思います。

**司会者：**ほかに何かございますか。どうぞ、2番の方。

**裁判員経験者2：**案内をいただいたのが1年ほど前ですか、候補者に上がりましてって一応手紙が来たのが。そのときに2月の10日から2月の15日までの日にちをちゃんと書いていただいていたので、私、土曜日だけ仕事しているんですよ。ちょうど月曜日から金曜日だったので、これやったら私もできるわという気持ちは少しあったんですよ。だから、当日当たっても割とすつと入れました。

**司会者：**ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

**登石裁判官：**ありがとうございました。

## (2) 裁判所での接遇についての意見，感想について

**司会者：**それでは、2の話題事項のほうに入りたいと思います。

選任手続から始まりまして、最後判決宣告後の最終のところまで、いろいろ

裁判所のほうで接遇というものをいたしておりますけれども、これについて率直な御意見、御感想などを承ればと思います。

じゃ、今度は5番の方から、どうでしょうか、何かございましたら。

**裁判員経験者5**：ちょっと具体的にどういうことについて話したらいいかが分からないんですけど。

**司会者**：いろいろ裁判所から案内が来たり、あるいは当日の受付、あるいは説明、いろいろとそういうところでこういったことがあればよかったんじゃないかとか、あるいはもう全然その辺に問題がないとか、何かそういうふうなのでお感じになることがあればと思うんですけど、何かございますか。

**裁判員経験者5**：交通費の問題があって、近くに駅とかがなかったら自転車とか、いろんなバスとか交通手段があると思うんですけど、その分の交通費とかも支給していただけたらなというふうに、思った部分はありました。

今思い出せる分ではそれくらいです。

**司会者**：ありがとうございます。4番の方はいかがでしょうか。

**裁判員経験者4**：まあ、接遇に関しては裁判所の例えば評議室とか、それから応対というのは非常に丁寧だったと思います。例えば、評議室には、甘いお菓子が置いてあったりとか、そういう細かい配慮がされていて、リラックスをできるようにというふうには考えていらっしゃるなということと、実は私は頻尿がありまして、それで、裁判長にお願いして、1時間からまあ1時間半ぐらいでできたら休憩をしてほしいというふうに申し出たりしまして、それはきちんと裁判長もそういうふうに配慮をしていただいたということには非常に感謝しております。

ですので、接遇に関しては非常によかったんじゃないかなと、職は持っていない分、非常にフリーだったために、非常に余裕があったというふうには感じております。

**司会者**：3番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者3**：私の場合すぐ慣れるほうなので、別に何も不満も、こうしてほ

しいなというようなことはなかったと思いますけど、今日なんかでも、最初に入ったお部屋で、ちょっと待つ時間が長いかなとか思ったり、それと前の選任したときに、初めて来たときにも結構長い間待たされたかなとか、それをもうちょっと短くしてほしいかなって、それぐらいです。

**司会者：**どうぞ，2番の方。

**裁判員経験者2：**私が選任されたときに，裁判長さんにちょっと質問ですがと，最初聞いたことがあるんですよね。それは服装はどんな服装で来たらいいんですかというのを最初に聞きました。そういえば，候補者に拳がったときと，2週間ぐらい前ですか，案内状がもう一回来たときに，どうも服装のことが書いてなかったと思うんですよね。だから，ちょっと黒っぽい服を着てくるんですかという御質問をしたのは覚えています。

それから裁判所では感想はやっぱり裁判長さん，裁判官さんがすごく丁寧に接していただいたので，だから，何かすごく困ったなということがなかったです。お茶もお菓子もありましたし，リラックスできました。

**司会者：**1番の方，いかがでしょう。

**裁判員経験者1：**皆さんと一緒に，非常に過分過ぎるほどの対応かなという感覚を持ちましたですね。職員の方から裁判官の方から裁判長の方まで，什器備品に至るまで，個人のロッカーとか，ああ，ここまでやっていただけると，おまけに後でお給金までいただいてという。それに対しては余り不満をおっしゃる方はいらっしやらないんじゃないかなと思いますけど。

**裁判員経験者2：**すみません，余談ですけど。

**司会者：**どうぞ。

**裁判員経験者2：**余談ですけど，当日に行く前に息子に，お母さんもし決まったときは絶対お昼は松花弁当が出るよ，だから楽しみにしたらというふうに言われたので，ああ，それやったら，まあ当たってもいいかなというようなことを冗談半分で言ったのですが，お弁当やったのですね。それも唐揚げ弁当で，実費だったんですよね。私，かしわ，どうもだめだったので，ええと思って，

それぐらい、余談ですが、申しわけありません。

**司会者**：強制でしたか、そのお弁当。

**裁判員経験者 2**：いえ、強制じゃなかったんですが、お弁当申し込みますかという感じだったんですが、まさか唐揚げ弁当とは思わなかったんです。

**司会者**：当日選任の方には朝来ていただくとお昼から始まるので、お弁当を裁判所のほうで用意していて、もちろん要らないという方はいいんですけど、もう決められた、例えば唐揚げ弁当なら、もうその日はそれなのでということになるというような話を聞いていますけど、そもそも仕出し弁当の量はちょっと女性には多いとかというような話も聞いたことはありますが、お昼なんかでは困ったことってございますか、ほかの方でも。

どうぞ、3番の方。

**裁判員経験者 3**：最初的时候はもう分からずにみんなと一緒にお弁当を注文したんですけれど、あとはもう毎日裁判官の方が一緒にこの近所のおいしいところに連れていってくださって、自分で、自費ですけど、行けたので、まあ知らないのですね、こちら辺。自分で知っていたら一人でも行けるんですけど、だから、一緒に行ってくださったんでよかったと、私はよかったと思います、いろんなの。

**司会者**：何かほかにどんなことでも、何かお気づきのこととかございましたら、せっかくの機会ですので承りたいと思います。何かございますか。どうぞ。

**裁判員経験者 4**：私も2月ですので寒かった、それだけですね、少し温度を上げてほしいなど。膝掛けがあっても、やっぱりそれでも寒かったかなというふうに思いますね。だから、夏も反対に暑いんじゃないかなという気がしますのでね、それだけでしたかね。

**司会者**：法廷が暑いとか寒いというのは、それはもう重々私どもも分かっているところなんです。どうぞ、1番の方。

**裁判員経験者 1**：その1年前の話なんですけど、そのときにも担当いただいた裁判長の方にも同じことを言ったんですけど、そのときの裁判長の方の説明で、

先ほど言葉遣いとか説明の仕方という話題にもなりましたが、裁判員制度というものを導入してからというもの、検察官側も弁護士側も非常に言葉の使い方が変わったと、多分、昔の言葉遣いだと私たち全然理解もできないようなものが、目線一つ私らのほうを向きながら非常に平準な言葉を使って説明していただけるようになった。これがメリットなのかどうか私は分かりませんけれど。

もう一つは、逆に裁判長、裁判官の方々の負担が裁判員制度で非常に大きくなっているんじゃないですかと、今までやったら同じ仲間で行っていたことを、初めて会う一般の人間をそこへ入れて、まずその方への説明作業からしなくてはいけない、おまけに心のケアをひよっとしたらしなければいけない。そんなことを考えると、裁判官の方々って大変ですよねというような会話をさせていただいた覚えがありますけどね。

**司会者：**どうでしょう、裁判官の負担ということで、登石裁判官いかがですか。

**登石裁判官：**負担ということで見れば、正直言えば今まで全然やっていないことをやるわけですから、それなりの負担はあるわけですけど、それは慣れの問題で、慣れていって、こんなものかなということで行っているんですが、非常にいい点と思うのは、一つはいろいろな方とお話しして、それ自体が結構おもしろいなと、おもしろいというと語弊がありますが、深刻な話をしているときに、何かお昼なんかを食べながらお話ししているときにふっとこちらが気づかないこととか、こういう視点があるなとかという点で、あるいは法曹だけで考えていたこととはちょっと違う点を知ることができて、非常にそれはよかったなというのがあります。また、もう一つ、裁判という面で見ると、実際にこちらから御説明して分かっていただくというのは当然必要な作業だと思うんですが、その過程において、今までは要するに仲間内でやっていたものですが、話せばみんな分かっているつもりで聞いてくれていたのが、裁判員の方に理解していただくと考えるときには、意外と自分が分かっていないことに気づくところがあります。例えば一番単純な話だと殺意って何ですかというレベルから、もしかしたら殺人とかの担当をされた方のときに議論が出たかもしれませ

んが、何でこういう事実に着目するんだらうかというような、その視点自体を振り返って見るようなきっかけになったとか、そういう点が非常によかったなというふうに思います。

ただ、集中して四日とか五日とか、裁判員の方に協力いただくのは、本当に御負担だと思います。要するに短期間にぎゅっとやるというのは非常に分かりやすい反面において、かなり御負担をおかけしているなということ、今までのやり方と比べて、やっぱり改めて感じています。

**司会者：**ありがとうございました。

それでは、1時間ほどたちましたので、ここで15分ほど休憩いたしまして、その後、また守秘義務について、今度皆さんのお話など伺いたいと思います。

それでは、休憩させていただきます。

( 19 : 02 休憩 )

( 19 : 14 再開 )

### 3 守秘義務についての意見，感想について

**司会者：**それでは、再開させていただきたいと思います。

守秘義務というものが皆さんに課されていますので、そのことについてお伺いしたいんですけども、何か負担に思ったとか、あるいは迷ったとか、あるいは別に何でもないと、いろいろ率直な御意見を聞かせていただければと思います。

じゃ、また、今度は1番の方からいかがでしょうか。

**裁判員経験者1：**守秘義務があるというのは御案内文をいただいたときに分かっていたんですけども、その詳しい中身というのが当然そのときはあんまり分からなくて、友人とかに聞きますと、家族とかそんなのは別にしゃべるのは構へんけど、例えばネットに投稿したりとか、そういうのはだめなんじゃないというような、そんな、当たっているかどうか知りませんが、だから、当然、

しゃべりまくるといふこともないでしょうし、私はこの件については負担を感じるということはないです。

**司会者：**ありがとうございました。2番の方。

**裁判員経験者2：**守秘義務のことですが、私は家族と本当に仲のいい何人かの人だけに言うただけなんですよね。意外に、私経験したよということは私の耳に入らないんですよね。だから、皆さん、全体的に守秘義務を守っていらっしゃるのかなという気がします。私も本当に仲のいい人は、こういう大ざっぱなこととは言っても、これ以上はもう言われへんねんという感じで話をしています。だから、皆さん割かし守秘義務は守られているんじゃないかなと思います。

**司会者：**3番の方。

**裁判員経験者3：**私もこの裁判を経験して、する前は守秘義務というのはもう一切言ってはだめというようにほかの人からも聞いていたんですけど、終わって説明を受けたときに、選任された人のことを言ってはだめやけれど、別にこの事件の内容なんかはその人の名前とか、そういう個々のことを言ってはだめやけれど、結構、みんな世間の人が言っているように、もうすごく大変なことや、もうちょっとでも言ったらいかなのやわと、頭では思っていましたけれど、でも、行ったということ自体とか、あとは事件がその強盗致傷と窃盗被告事件だったということなどは言ってもいいと分かりました。聞く人も別にそれでどうやったとかいうようなことは聞かれないので、別に、そんなに負担には思いませんでした。

**司会者：**ありがとうございました。4番の方、いかがでしょうか。

**裁判員経験者4：**私も同じで、これに関しては負担にはならなかったですね。初日のときに裁判長のほうからある程度説明がありまして、法廷の中に関してはこれは記録として残るので、この内容に関してはしゃべってもいいですけども、評議室の中での評議、協議したものはしゃべらないでほしいと。それは当然名前も、それから評決の内容は話さないでください。だから、評議でしたものはしゃべらないでくださいというふうに初めから聞いておりましたので、これに

関しては私自身も守れたと、今でも守っているというふうに思っております。

**司会者：**5番の方。

**裁判員経験者5：**守秘義務に関しては最初に家に書類が届いた、何か月も前に届いた時点で、その内容とかがたしか書いてあるんですけど、ちょっと自分の守秘義務の範囲というのがいまいちよくつかめなくて、職場でもいついつ休みたいんですけどという、その希望ですとか、そのシフト勤務の都合上、何かいろいろ言わないといけないんですけど、どのラインまで話していいのかというのが最初やっぱり分からなくて、あいつは何で休むんやみたいな雰囲気になってしまうので、すごいちょっと困ったことはあったんですけど、実際行ってみたら、その事件の内容の守秘義務とか、そういう点に関しては特に問題なくスムーズにいきました。

**司会者：**大体、皆さん、特に困ったとか、そういうことはないと伺ってよろしいですか。ありがとうございました。

#### 4 裁判員制度全体についての意見、感想について

**司会者：**それでは、予定していた議題は以上でございますけど、この意見交換会、いろいろなテーマを選んでおりまして、今回も選任手続と公判の審理を同日と翌日以降というふうに分けさせていただきましたのも、結局どちらのほうが裁判員の方にとって審理が分かりやすい、あるいは評議がしやすいだろうかと、こういう視点から、そういう切り口で今回は聞かせていただきました。

我々、裁判所、あるいは検察官、弁護士もそうでしょうけど、よりよい裁判員裁判というもの、まだ始まって本当に3年ちょっとのことですので、いろいろ模索しているところでございます。この機会にどんな視点からでも結構ですので、もっといい裁判員裁判をするためにはこういったところを改めればいいんじゃないとか、あるいはこういったところがよかったとか、悪かったとか、何かお気づきのこととかございましたら、どんなところからでも、今日の話題に関係なく教えていただければと思うんですけど、何かございますでしょうか。

か。

どうぞ，1番の方。

**裁判員経験者1**：量刑を決める決め方，感心してしまいました，非常によくできたシステムだなと。これ皆さん一緒なんですか，やり方は。

**司会者**：いや，これも多分いろいろ違うと思いますけれど。

**裁判員経験者1**：全く知識のない人間が，冒頭に出たように，その弁護士さんなり検察官の例えばテクニクな部分も含めてどっちかに極端に寄っちゃう可能性もあるものだと思うんですよ，素人なので。それをある程度裁判官の方がカバーする，被告人に対して過度な損害にならないことも含めて，しかも裁判官が一人以上入っているというふうなシステムというのは，多分非常によくできた，ひょっとしたらですけど，今までと同じ判例に収れんしていく可能性があるシステムかなと，僕はそういうふうに感じましたけどね。

**司会者**：どうぞ，4番の方。

**裁判員経験者4**：その前に量刑システムというのが，殺人がありましたので，量刑システムというのを最高裁のほうから出ていたんですね，パソコンで見られて，判例で量刑が大体この範囲ですよというのは見させていただいて，それによってみんなが量刑をやっていくんですよ。それで，評議室の中で何回か議論して，3回も4回もして，それで最終的に裁判員と裁判長の評決で決まったんですけど，あのシステムは非常に分かりやすいというふうに思ったんです。

ただ，量刑システムの場合，極端な例が上と下が非常に幅があったというのは記憶しているんですよ。だから，その下のほうの理由とか上のほうの理由をきちんと裁判長が分かりやすく整理されたので，非常に分かりやすくなったというふうには感じています。

それからもう一つ，今後の課題として，この裁判員裁判が将来的にも続くというんでしたら，義務教育の中にやっぱり裁判員裁判の教育を入れるべきだと思うんです。もう今から，その年齢はちょっと分からないですけども，小学校の高学年から高校まで，裁判員制度を説明をしていくというのが必要だと思う

んです。これが国民の義務に今現在ではなっていますのでね。それは今からやっても遅くはないというふうに思いますので、これは教育の中に、カリキュラムの中に入れていったほうが私はもっと開かれたものができるんじゃないかというふうに思っています。

**司会者：**どうぞ、ほかの方、何かございますか。どうぞ、2番の方。

**裁判員経験者2：**私の場合は量刑がどれくらいがいいのか、なかなか分からなかったんです。無理心中の事件だったので、やっぱり検察官のほうの実刑は何年というのを参考にしてみますので、裁判員はどうしても加害者と被害者だったら被害者の目線で見えてしまう。司法の方はどちらかいうたら加害者のほうの人の目線で見えてしまうので、そのギャップが少しあったように思います。

**司会者：**ありがとうございました。ほかに何かございますか。あるいは今までのことにつけ加えてでも何でも結構ですけども。どうぞ、5番の方。

**裁判員経験者5：**量刑を決める際なんですけど、裁判官の1人が過半数のところに入っていなかったらいけないみたいな、ちょっと余りうまく言えないんですけど、そういうのがあるので、それだったら裁判員の意見ってどこに、あんまり反映されていないのではないかというふうに感じた部分があったんです、最終的に。そうやったら、大多数の意見に流されているだけではないかみたいに思った部分がありました。量刑の基準も分からないわけですし、過去の事件を参考にしたりもするとは思いますが、本当に何の基準もないので、難しいなって、最後の最後に何かどの部分に自分が反映されたんやろうなみたいなのをちょっと感じた部分がありました。

**司会者：**ほかに何かございますか。あるいは今のことにつけ加えてでも。どうぞ。

**裁判員経験者4：**ちょっと思い出したんですけど、私の裁判の中で一つ今でも疑問に思っているんですけど、弁護人の求刑とそれから検察の求刑とそれから裁判員の裁判での判決の量刑ですよね。それが、裁判員裁判の人たちの結論と弁護人の結論がもう大きく違ったんですよね。だから、これいまだに不思議だなと思っているんです。まあ、確かに責任能力でどういうふうに解釈するか、

例えばそれが心神耗弱とか適応障害とか，そういうことの判断によって弁護人が量刑を少なくしたというふうに私は推測しているんですけど，だけど，あれだけ量刑が違うことが起こるんだらうかというのが実際には疑問に感じましたね。それで，精神科医の鑑定が，その審理の中で適応障害というふうに精神科医の人が，心神耗弱とそれから心神喪失の違いとか，だから，適応障害ですよという話をされて，聞いているんですよ。それなのにそれだけまた差ができるのかと，結局，判決の中では責任能力があるというふうに解釈されたんですけど，だけどそんなにも開きが出るんだらうかという，驚きでした。

**司会者：**何かほかに，あるいはこの件に関してでも何かございますか。何か審理は分かりやすいけれども，有罪になったときに最後の量刑は難しいという御意見をよく伺いまして，全くそのとおりだろうなとは思いますが，今もちょっと最後に出ましたが，その辺も検察官が論告でこういった事情があるということのを求刑されますし，まあ弁護人は弁護人でこういう事情があるということのを求刑，意見を述べられて，そういった事情なども考慮して評議していくんですけど，なかなかやっぱり難しいですのでね。いかがですか，その辺は。どうぞ。

**裁判員経験者 1：**量刑を裁判員に求めるのはどだい無理な話だと思うんですよ。先ほどいいシステムですねとは言わせていただいたのはそのあたりで，あまり裁判員に責任が最終的にはかからない，だから，みそは最後の裁判官が一人入っていることというやつで，これ逆に，今日はもう聞くのやめようと思っていたんですけども，裁判官の方が今日の裁判員はどうも重いほうへ寄っているなとか，だから，自分は投票はちょっと軽目にとか，その逆とか，というのって，いや，言えなかったら結構ですけど。

**登石裁判官：**そうですね。先ほどシステムは非常に有効に生きていますと，量刑システムについて御意見いただいたんですが，私の経験だと必ずしもそうでないところが結構あって，典型的なものだとすごくうまくいくときもあるけども，いろいろな要素が加わっていると，そのシステムにあまりよらないで皆さんの

御意見をお聞きして決めなきゃいけないというのが結構多かったような気がします。そのときに、まあそれには限らないんですけども、大體裁判官も量刑感覚はおおよそのところは持っているんですが、今までの経験から、ただ、個々の事案において、本当にそれでいいのかというのは結構揺れるところがあって、事案によってはやっぱり裁判官が結構分かれて、かつ、後で動いたという場合もあります。逆に全然動かなくてこれはというのものもあるし、やっぱりそれは個々の事案だと思うし、必ずしも今の御質問のような、そういうものではないような気がするんですが。結構、このくらいだなということで迷いなく決めていくような印象もありますか。

**裁判員経験者 1**：やっぱり今までの経験といいますか、判例というのが大きいのかなという印象はちょっとありましたけどね。

**登石裁判官**：このくらいだとこのくらいということは、それぞれ今までの経験で持っていますけども、裁判員裁判の中でそれで基本的にいいのかというその視点を求められているという点があります。また個々の事情というのを見たときに必ずしもそれではうまくいなくて、特に事情がいろいろ絡む事案ってこの中でも結構ありましたけど、あれだけ広い幅の中でどこをとるかという点については、それぞれの考え方というのが裁判官という立場を離れても結構あると思うので、結構私なんか迷うほうなんですけど。直接答えになっているかどうか分かりませんが。

**司会者**：なかなか難しいテーマでございますけれども、何かこの件でも、あるいは違うことでも何かございますでしょうか。どうぞ。

**裁判員経験者 4**：何回も言うんですけども、だから、こういう話になりましたら、やっぱり弁護人の一つの力量いいですかね、力量と言ったら怒られますけれども、やっぱり重要だと思うんです。検察のほうは証拠に基づいてやりますから、裁判員裁判に出た人たちはやっぱりどっちかといったら事実をもとに判断していくというのがありますから、だから、弁護人が本当に考えて、被告人を少しでも軽くするような弁論というんですかね。裁判員もさっき言いましたように、

別に重たくしようというつもりでは出てないですよ，これは言えると思うんです。少しでも軽くできたらというふうに思って法廷に出ていると思うんですよ。だから，そこの辺をやっぱり考えていただきたいなと思いますね。

だから，先日読売新聞で検察とそれから裁判所とそれから弁護士の信頼度みたいなチャートが出たと思うんですよ，10月1日に。そしたら検察のほうが上がなんです，60%くらい上がった。弁護人のほうは三十何%，半分くらいなんです。だから，そういう面で，今回の裁判，殺人の裁判を受けて，国選弁護人たちにもっと頑張ってもらいたい。こう言ったらぼろかすのように言っているような感じがしますが，いや，そういう意味じゃなくて，幾らでも余地があると思うんですよ。だから，そういう面で事実だけじゃなくて，更生とか，そういうところまで踏み込む必要があるんじゃないかなと思いますね。そしたら，聞いたほうも被告人の心情がより分かって，量刑に反映されるんじゃないかと思うんですね。それは裁判官もそうかも分からないんですけど。

**溝内弁護士：**お話ししてもよろしいですか。

**司会者：**どうぞ。

**溝内弁護士：**せっかくのお言葉をいただいていますので，少しコメントさせていただくとすればなんですよけれども，担当をされた事件が適応障害という，その鑑定医の方のお話が多分キーで，なおかつ責任能力について弁護側が争っているという事案だったと思うんですよ。ですので，弁護人として考えていたとすれば，そこをもう一度判断していただきたいという趣旨で弁護活動はされていたんだろうと思うんですが，結果的には今のお話をお聞きしている限りはなかなかその活動があまり分かりやすくできていなかったという部分があったのかなというふうな印象をいただきました。もう少しいろんな工夫をする必要があったのかなというふうに思います。もっともっと更生の関係という視点について，そのときには薄かった，あるいはなかったというような御感想をお持ちだったということなんですかね。

弁護士同士の経験交流なんかもありますので，そういう御意見をいただいた

ということはぜひ伝えていきたいなというふうに思っております。ありがとうございます。

## 5 おわりに

**司会者：**それでは、大体予定された時間もまいりましたので、最後に、法曹三者のほうから何かあれば伺いたいと思います。検察官、何かございますか。

**角川検察官：**今日は貴重な会にお招きいただきまして、どうもありがとうございます。お忙しいところ、御参加いただきありがとうございます。

まず、1点目の議題のところ、その当日午前中の選任で午後からの審理でもよかったという御意見が意外に多かったというところは少し驚きでした。ただ、やっぱり事案ごと、ケース・バイ・ケースなのかなというところだと思いますので、また今後、やはりどんどん件数を重ねていくことが重要なのかなというふうに思いました。

それから、裁判所の待遇の面では我々なかなかふだんお昼休みはどうなっているのかなとか、評議室の中の待遇とかはどうなっているのかなとかいう場面は全然分かりませんので、そういう話が聞けて、お昼は裁判官と一緒に外に出ているとか、そういう話まで聞けて、非常に有意義でした。ありがとうございます。

あと今後の改善点とかいうお話もありまして、法教育を今後やっていくべきじゃないのかという御意見は非常に確かにそうだなと思うところもありました。

総じて非常に参考になりました。有意義な時間を過ごさせていただきました。どうもありがとうございました。

**司会者：**弁護士会のほうから何かございますでしょうか。

**溝内弁護士：**随分たくさんしゃべらせていただきましたので、本当にどうもありがとうございます。

検察官もおっしゃったように、選任当初から裁判が始まることについて違和

感なく入っていかれるという印象を皆さんお持ちだったというのには非常に驚きはしましたけれども、そういうふうに落ちついてというんですかね、やっていっていただけているという実態と申しますか、そういうことはお聞かせいただいて、こちらのほうとしても安心してというか、ちゃんと受けとめてやっていただけているんだというのが理解できて非常によかったと思っています。

弁護人の弁護活動についても今後工夫してやっていきたいと思っておりますので、いろいろ御意見ありましたらぜひ、できればそういう具体的なお話をもう少しお聞かせいただける機会があればなというふうに感想として持ちました。

どうもありがとうございました。

**司会者：**裁判所のほうからいかがでしょうか。

**登石裁判官：**どうもお忙しいところを貴重な御意見をありがとうございました。

基本的には途中で発言させていただいたのでもう特にはないんですが、選任当日行くかとか、そういう基本的な点についても皆さんのお考えをお聞きしまして、基本的に当日でもという御意見も多かったですけども、これがどうだということで決めつけないで、またいろいろ御意見を参考にさせていただいて、工夫を続けていこうと思っております。本当にありがとうございました。

**司会者：**どうも本当に皆様ありがとうございました。今日、6時からいろいろなお話を伺わせていただきましたけれども、一応予定のところは終わりましたので、これでお開きとさせていただきたいと思っております。

皆さんには裁判員として御協力いただいたことに加えまして、今日の意見交換会にも御協力いただいて、本当にありがとうございました。今後とも御協力を御願いしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

以 上